

大東文化大学基準別基本方針

大学運営に関する方針

2018年12月17日大学評議会

基本方針

本学は、その理念・目的に基づき、各組織および全教職員の果たすべき役割、担うべき役割を明確化する。また、本学の設置者たる大東文化学園の中長期計画及び各年度の事業計画に沿い、学生・教職員からの意見聴取に努めつつ、目的達成のための改善・改革を実行し、速やかで円滑な管理運営を図る。コンプライアンスと危機管理を徹底させ、情報公開と財政基盤の確立を促進し、公正な管理運営を行う。

1. 大学運営のための組織の整備

【各組織のガバナンス方針】

- (1) 学校法人大東文化学園においては、理事長が理事会、常務審議会、学園評議員会等を主宰し、経営の基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに経営上の責任を負う。理事会は、寄附行為の定めに基づき、法人の最終的な意思決定機関として健全な運営を行うよう努める。また理事会は、ステーク・ホルダーのニーズに柔軟に対応した経営戦略を策定し、健全な財務体質の確保に努め、教育環境を整備し、永続する組織としての学園を目指す。
- (2) 教学組織である大学においては、学長が学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等を主宰し、教育研究等に関する基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに教学の責任を負う。大学の諸課題のうち、必要なものについては、理事会で審議のうえ最終決定する。大学は、学部教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、教学に関する全学的な課題については学部長会議等を通じて合意形成を図り、高等教育機関としての内部質保証を行う。
- (3) 教授会・大学院研究科委員会・法務研究科の権限と責任、学長・副学長・学部長・研究科委員長等の選出方法および権限と責任を明確にし、規程に則った運営を行う。
- (4) 学園および大学の管理運営・財務に関する方針は、年度ごとの「大東文化学園 基本方針・行動計画」等によって学園・大学の構成員に周知する。
- (5) 学園が定める「基本方針・行動計画」に基づき、財務状況等を勘案した予算編成方針を定めることとする。方針に従って積算される予算の執行に際しては、実績を「事業報告」等で明らかにし、その効果を検証するとともに、予算の効率的配分や、学園・大学の将来的発展、教育の質向上に繋がる戦略的な事業投資に繋げる。
- (6) 情報セキュリティの確保については、教職員が遵守すべきルールに則り、一層の徹底化を図る。

(7) 内部監査については、学園に監査室を設置し、教職員を監査員として「学校法人大東文化学園内部監査規程」に基づき学部・大学院研究科・事務部署等の定期的な監査を行い、その結果を「内部監査結果報告書」として理事会に報告する。

次年度には前年度指摘事項について改善がなされているかの確認監査を行い理事会に報告する。

【教職員の資質向上のための指針】

- (1) 事務職員の適切な人材の確保及び適正な業務評価による昇格を行うために諸規程等の整備を実施する。
- (2) 「大東文化大学FD・SD基本方針」に基づき、教職員の能力開発と資質向上のために組織的に取り組むこととする。
- (3) 昨今の社会の変化やステーク・ホルダーのニーズに、質を担保しつつ柔軟に対応していくために、専門性を兼ね備えた人材を育成し、調査・企画・立案能力の強化にあたる。
- (4) 教育研究活動を円滑に行いその支援業務を効率的に進めるために、適正規模の事務組織を構築し、事務職員の適正な配置を実現する。
- (5) 法人（事務局）、大学（学務局・教育職員）の連携を強化し、教職協働に努め、学園・大学の一体的運営を図る組織体制を構築し人的交流の推進等を積極的に進める。
- (6) 社会の変化に対応し、社会からの要請に応える教育に資する大学としての使命を果たすために、これらの任務の遂行に必要な高度な専門性と、多岐にわたる業務を取り扱う多様性を備えた事務組織体制を整備する。

【コンプライアンスと危機管理】

組織運営において、コンプライアンスと危機管理は重要な視点である。本学は、社会に信頼される高等教育機関として、コンプライアンスと危機管理に下記のように取り組む。

- (1) 学園総務部総務課内に法務・コンプライアンス担当者を置き、「学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程」に則り、「コンプライアンス推進会議」の下、コンプライアンス推進の中心的機能を担わせる。これらの規程や組織を通じてコンプライアンスに関する諸施策の立案や研修等を進め、教職員のコンプライアンス意識を徹底させる。
- (2) 懲戒に関する諸規定、公益通報者の保護等に関する規程等に則り、コンプライアンス推進のための体制を構築する。
- (3) 危機管理については、災害発生時の対応の点検および施設の防災・減災化を進める。また、関係規程・マニュアルを整備することにより、災害発生時の学生および教職員の安全を確保し、迅速な学内秩序の復旧と学生支援を行う。
- (4) 自然災害のみならず犯罪行為や感染症、有害物質等の脅威にさらされる可能性を考慮し、危機管理に関する包括的規程を作成し、危機情報を迅速かつ正確に把握・共有・公開する体制づくりを進める。

(5) 危機に迅速かつ的確に対処するために、一元的体制による指揮系統の確立を図る。

2. 大学運営の適切性の検証

大学運営の適切性については、内部監査および学園監事による理事会への報告、学園評議員会における大学・事務組織の管理運営・財務状況の報告のほか、大学の教育の円滑な推進及び質の向上を図る内部質保証推進組織や各種委員会における報告、並びに毎年度の自己点検・評価において定期的に検証を行う。